

2013/01/11 10:13 現在の情報です。

東京都千代田区九段南一丁目6番17号
株式会社プラネットホールディングス
会社法人等番号 0100-01-149561

商号	株式会社プラネットホールディングス	
本店	東京都千代田区九段南一丁目6番17号	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成24年10月3日	
目的	1. 他の会社の株式または持分の取得、所有 2. 前号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	20万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
	発行済株式の総数 7万株 各種の株式の数 普通株式 2万株 乙種株式 2万株 丙種株式 3万株	平成24年12月14日変更 ----- 平成24年12月14日登記
株券を発行する旨 の定め	当社は株式に係る株券を発行する。 平成24年12月11日設定	平成24年12月14日登記
資本金の額	金1000万円	
	金17億5500万円	平成24年12月14日変更 ----- 平成24年12月14日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<p>普通株式 6万8000株 乙種株式 6万6000株 丙種株式 6万6000株</p> <p>1. 種類株主に対する優先配当金 (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、乙種株式および丙種株式（以下、「種類株式」という。）を有する株主（以下、「種類株主」という。）または乙種株式および丙種株式の登録株式質権者（以下、「種類登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、種類株式1株につき、種類株式の発行時の払込金額に8%を乗じた額の金銭による剰余金の配当（以下、「優先配当金」という。）を行う。ただし、各種類株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、上記の1株当たりの優先配当金の額に払込期日（同日を含む。）から当該事業年度末日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）とする。 (2) ある事業年度において、種類株主または種類登録質権者に対して種類株式1株につき支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。累積した未払優先配当金（以下、「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降の優先配当金および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録質権者に対して支払われる。 (3) 種類株主または種類登録質権者に対しては、優先配当金（累積未払優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>2. 残余財産の分配 (1) 当社は、残余財産を分配するときは、種類株主または種類登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、累積未払優先配当金を支払う。 (2) 当社は、種類株主または種類登録質権者に対し累積未払優先配当金の支払がされた後、残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に対し、種類株主または種類登録質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。 普通株式1株につき金30万円 (3) 普通株主または普通登録質権者に対し前項に基づく残余財産の分配がされた後、種類株主または種類登録質権者に対し残余財産を分配するときは、乙種株式を有する株主または乙種株式の登録株式質権者に対し、丙種株式を有する株主または丙種株式の登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。 乙種株式1株につき金20万円 (4) 普通株主または普通登録質権者および乙種株式を有する株主または乙種</p>	

	<p>株式の登録株式質権者に対し前記2. (2)及び(3)に基づく残余財産の分配がされた後、丙種株式を有する株主または丙種株式の登録株式質権者に対し残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者および乙種株式を有する株主または乙種株式の登録株式質権者に対し、普通株式または乙種株式1株につき、丙種株式1株についての残余財産分配額と同額の残余財産の分配を行う。</p> <p>3. 優先順位 乙種株式および丙種株式に係る優先配当金および累積未払優先配当金の支払順位ならびに普通株式、乙種株式および丙種株式に係る前記2. (4)の残余財産の分配順位はそれぞれ同順位とする。</p> <p>4. 議決権 種類株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>5. 取得請求権 丙種株式を有する株主は、発行より3年を経過した後、当会社に対して、その有する丙種株式の全部または一部の取得を請求することができ、この場合には、当会社は、当該丙種株式の取得と引換えに、当該丙種株式を有する株主に対して、当該丙種株式と同数の当会社の普通株式を交付する。 平成24年12月11日変更 平成24年12月14日登記</p>		
株式の譲渡制限に関する規定	<p><u>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は株主総会の承認を受けなければならない。</u></p>		
	<p>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。当会社の株式に係る担保権者またはその子会社および関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定義される子会社および関連会社を意味する。）に対する譲渡については、当会社の承認があったものとみなす。 平成24年12月11日変更 平成24年12月14日登記</p>		
役員に関する事項	取締役	古野金廣	
	取締役	麻生巖	平成24年12月11日就任 平成24年12月14日登記
	取締役	成吉弘次	平成24年12月11日就任 平成24年12月14日登記
	福岡市早良区百道浜三丁目4番10-803号 代表取締役 古野金廣		
	代表取締役	麻生巖	平成24年12月11日就任 平成24年12月14日登記
	監査役	大瀨理	平成24年12月11日就任 平成24年12月14日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成24年12月11日設定	平成24年12月14日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成24年12月11日設定	平成24年12月14日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成24年10月 3日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。